第四項を第十二項とし、同項の前に次の二項を加える。

10　規則第七条の六第五号の農林水産大臣が指定する成形複合肥料は、同条第一号に掲げる窒素質肥料、同条第二号に掲げるりん酸質肥料、同条第三号に掲げる加里質肥料、同条第四号に掲げる有機質肥料、同条第五号に掲げる複合肥料、同条第八号に掲げる苦土肥料、同条第九号に掲げるマンガン質肥料、同条第十号に掲げるほう素質肥料又は同条第十一号に掲げる微量要素複合肥料に、木質泥炭、紙パルプ廃繊維、草炭質腐植、流紋岩質凝灰岩粉末又はベントナイトのいずれか一を混合し、造粒又は成形したものとする。

11　規則第七条の六第五号の農林水産大臣が指定する被覆複合肥料は、同号に掲げる化成肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものとする。

第三項中「の指定する」を「が指定する」に改め、同項第一号中「石灰質肥料」の下に「、けい酸質肥料（シリカゲル肥料に限る。）」を加え、同項第五号中「第一号」の下に「又は第二号」を加え、「第二号」を「第三号」に、「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第二号」を「第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　前号に掲げる化成肥料の原料となる肥料に、米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ぶん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。）のいずれか一以上を配合し、造粒又は成形したもの

第三項を第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8　規則第七条の六第四号の農林水産大臣が指定する混合有機質肥料は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　規則第七条の六第四号に掲げる有機質肥料に、同号に掲げる有機質肥料又は米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、よもぎかす若しくは動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）を混合したもの

二　前号に掲げる混合有機質肥料の原料となる肥料に、血液又は豆腐かすを混合し、乾燥したもの

第二項中「の指定する」を「が指定する」に改め、同項を第七項とする。

第一項中「肥料取締法施行規則（以下「規則」という。）」を「規則」に、「の指定する」を「が指定する」に改め、「、肥料取締法」の下に「（昭和二十五年法律第百二十七号）」を加え、同項を第六項とし、同項の前に次の五項を加える。

1　肥料取締法施行規則（以下「規則」という。）第七条の六第一号の農林水産大臣が指定する被覆窒素肥料は、同号に掲げる窒素質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものとする。

2　規則第七条の六第一号の農林水産大臣が指定する混合窒素肥料は、同号に掲げる窒素質肥料に、同号に掲げる窒素質肥料、同条第八号に掲げる苦土肥料、同条第九号に掲げるマンガン質肥料、同条第十号に掲げるほう素質肥料又は同条第十一号に掲げる微量要素複合肥料を混合したものとする。

3　規則第七条の六第二号の農林水産大臣が指定する被覆りん酸肥料は、同号に掲げるりん酸質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものとする。

4　規則第七条の六第二号の農林水産大臣が指定する加工りん酸肥料は、同号に掲げるりん酸質肥料又は熔成微量要素複合肥料、りん酸含有物（りん鉱石又はこれに化学的操作を加えたものに限る。）、塩基性のカルシウム、マグネシウム若しくはマンガン含有物、鉱さい若しくはほう酸塩に、硫酸、りん酸又は塩酸を加えたものとする。

5　規則第七条の六第二号の農林水産大臣が指定する混合りん酸肥料は、同号に掲げるりん酸質肥料に、同号に掲げるりん酸質肥料、同条第六号に掲げる石灰質肥料、同条第七号に掲げるけい酸質肥料、同条第八号に掲げる苦土肥料、同条第九号に掲げるマンガン質肥料、同条第十号に掲げるほう素質肥料又は同条第十一号に掲げる微量要素複合肥料を混合したものとする。

○農林水産省告示第二千五百三十四号

肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第一条第四号の規定に基づき、平成二十五年十二月五日農林水産省告示第二千九百四十三号（肥料取締法施行規則第一条第四号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月十八日から施行する。

平成二十八年十二月十九日　　農林水産大臣　山本　有二

第一号中「シリカゲル粉末」を「シリカゲル」に改める。

○農林水産省告示第二千五百三十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三条第一項の規定に基づき、昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の一部を次のように改正し、同法第三条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十八年十二月十九日　　農林水産大臣　山本　有二

一の(1)の表メチロール尿素重合肥料の項の次に次のように加える。

被覆窒素肥料（窒素質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）	一　窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のいずれか一について　一〇・〇 二1　アンモニア性窒素を保証するものにあつては　アンモニア性窒素　一・〇 2　硝酸性窒素を保証するものにあつては　硝酸性窒素　一・〇 三　水溶性苦土を保証するものにあつては　水溶性苦土　一・〇 四　水溶性マンガンを保証するものにあつては　水溶性マンガン　〇・一〇 五　水溶性ほう素を保証するものにあつては　水溶性ほう素　〇・〇五	窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量の含有率一・〇%につき 硫青酸化物　〇・〇一 ひ素　〇・〇〇四 亜硝酸　〇・〇四 ビウレット性窒素　〇・〇二 スルファミン酸　〇・〇一	一　窒素は、水溶性であること。 二　窒素の初期溶出率は、「五〇%以下であること。 三　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、「肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十五号。以下「規則」という。）第一条第一号ホに規定するところにより牛、めん羊、ろく及び鹿（以下「牛等」という。）由来の原料を原料とした肥料にあつては、牛等の脳及び脊髄の摂取並びに当該肥料の生産、伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置（以下「管理措置」という。）が行われたものであること。 四　規則第七条の六第一号の農林水産大臣が指定する被覆窒素肥料であること。